

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

＜第94回＞令和6年度税制改正条文を読んで

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

〔前回（第93回）はNo3805（令和6年6月10日号）に掲載いたしました。〕

[illegible]

で、
を、
念、

sample

sample

sample

1 はじめに

濱田) 村木先生がなんとか5月申告を生き延びてくれたので、今年もこのメンバーで税制改正関係の条文確認を行えて良かったです。

国税庁・文書回答事例「買戻条件の付された種類株式について買戻しが行われた場合における譲渡法人の税務上の取扱いについて（株価算定書の価額を参酌して決定された価額に基づき買戻しが行われた場合）」

<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/>

sample

sample

sample

ていても、
なかったよ

大変ですね。

内藤) そうですね。勉強する時間が年々捻出しづらくなるのは、本当に悩みです。

岡野) さ、

ましょう。

違ったのは

種類株式の

さか日本公認会計士協会からの文書回答だった
とは、サプライズでした。

うです。

村木) そうですね。大綱の「明確化」という表現から、まさか、会計士業界だけが焼け太

[illegible]

象付けました。

白井) あと、定額減税は既にこの記事が掲載される頃には、月次減税事務が始まっていますから、今回はあまり触れないというこ